

しいの実保育園は、令和6年4月に向けて
認定こども園への移行申請中です。

令和6年3月6日現在、認定こども園への移行が
確定しておりませんので、正式な申込申請はできませ
んが、別添を確認の上、入所希望の方は、園までお問
い合わせください。

※令和6年4月入所受入予定人数は、現時点では
1号認定5歳児クラス、2名ですので、ご了承ください。

しいの実保育園 園長 志良堂貴子

幼児教育のため認定こども園・新制度移行幼稚園を利用する場合の手続きについて

宜野湾市役所 子育て支援課

1 午前保育料（幼児教育）の無償化について

令和元年10月1日から利用者負担額（保育料）の改定により、認定こども園・新制度移行幼稚園等を利用する満3歳から5歳までの全ての子どもたちの午前保育料が無償化されました。

（注意事項）

- ・通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまで通り保護者の負担になります。
- ・ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

2 午後の預かり保育料の無償化について

無償化の対象となるためには、両親の共働きなどを理由としてお住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【保育を必要とする理由】

- | | |
|-------------|-------|
| ①就労 | ⑤災害復旧 |
| ②妊娠・出産 | ⑥求職活動 |
| ③保護者の疾病・障がい | ⑦就学 |
| ④病人の看護等 | ⑧その他 |

※①、④、⑦については月64時間以上が認定の要件です

※満3歳児（※2歳児クラスで年度途中で3歳になる）のお子さんは住民税非課税世帯のみ無償化対象となります。

※午後の預かり保育について、受け入れ上限人数等は園によって異なります。詳細は各園へお問い合わせください。

午後の預かり保育料の無償化は、（450円×利用日数）が上限額となります。

※最大11,300円まで。（満3歳児は16,300円まで）

毎月の利用日数によっては、一部自己負担が発生します。

3 午前・午後それぞれの利用認定が必要です！

- ①（施設利用者全員）午前の幼児教育利用分（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号認定）
- ・「教育・保育給付等支給認定申請書」
 - ・申請者のマイナンバーカード（又は通知カード）のコピー
 - ・申請者の免許証等のコピー

1号

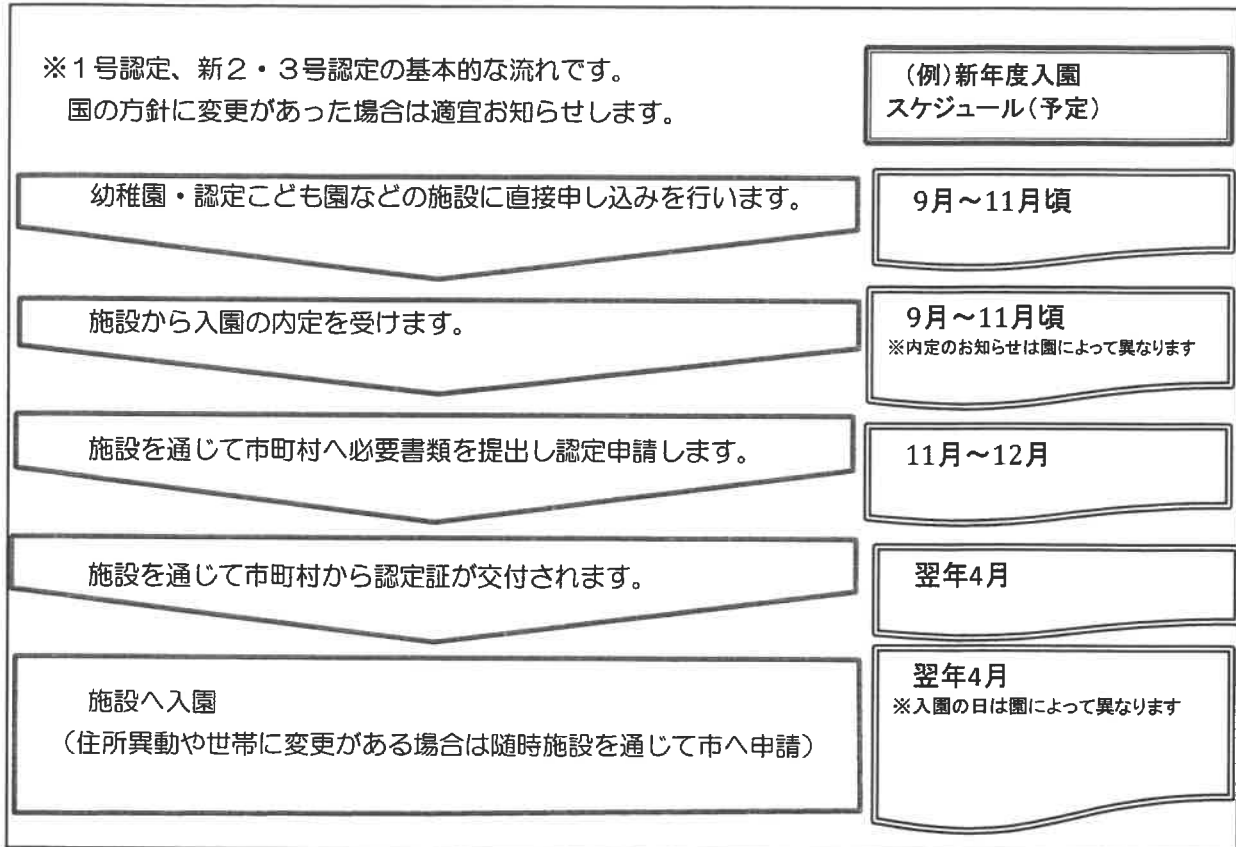
- ②午後の預かり保育を無償化申請する場合（法第30条の4第2号・第3号認定）

①の書類に加えて、下記書類も必要になります。

- ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
- ・申請書裏面に記載の添付書類のうち該当するもの（両親分）

新2・3号

4 入園までの利用手続きの流れ



5 入園後の預かり保育利用の流れ(新2・3号認定の方のみ)

